

## 【資料④】

### 1. 配偶者暴力相談支援センター設置に向けての考え方

配偶者暴力相談支援センターの設置は、従来、都道府県のみに義務づけられていたが、平成19年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）の改正により、市町村に対しても努力義務とされた。

平成16年の法の改正により、市町村は、その設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができることとなっていたが、被害者にとって利便性のある身近な施設としての配偶者暴力相談支援センターの果たす役割の重要性が指摘されているなか、市町村において被害者の保護に対する取組を一層進めていく観点から、平成19年の改正によってこれを努力義務に改めることとされたものである。

また、平成22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においては、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を平成22年の21か所から平成27年までに100か所に増やすことを成果目標と定められた。

### 2. 配偶者暴力相談支援センターの法的位置づけ

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する（法第2条）。そして、配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援の中心的な役割を担う機関である。配偶者暴力相談支援センターは、都道府県が設置する女性相談支援センター又は都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護のための業務を行う（法第3条第1項・第2項）。

配偶者暴力相談支援センターとなることで、法に基づき、通報への対応や保護命令への関与とともに、関係機関の連携協力を図ることとなり、法に定める的確な対応をとることができる。

市町村の配偶者暴力相談支援センターは、平成16年の法の改正により設置可能となり、平成19年の改正で市町村の努力義務となっている。

#### ＜配偶者暴力相談支援センターの法的位置づけ＞

- ① 国、都道府県、市町村は、配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援を含めた保護を図る責務を有する。（法第2条）
- ② **法が定める「配偶者暴力相談支援センター」は、被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称であり、施設の名称ではない。**
- ③ 都道府県は、都道府県が設置する女性相談支援センターその他適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす義務がある（法第3条第1項）。市町村は、市町村が設置する適切な施設において、その機能を果たすよう努める。（同条第2項）

#### ＜配偶者暴力相談支援センターが果たす機能について（法第3条第3項）＞

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② **カウンセリング**
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び**一時保護（注：一時保護は、女性相談支援センター又はその委託先が実施）**
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

### 3. 都道府県と市町村の配偶者暴力相談支援センターの主な役割分担について

	都道府県	<u>市町村</u>
意義	都道府県における対策の中核	<u>身近な行政主体における支援の窓口</u>
役割	一時保護 処遇の難しい事案への対応 専門的・広域的な対応 市町村への支援 職務関係者の研修等広域的な施策	<u>身近な相談窓口の設置、基本情報の提供</u> <u>緊急時における安全の確保</u> <u>地域生活における関係機関との連絡調整</u> <u>継続的な自立支援</u>

### 4. 市町村における配偶者暴力相談支援センターの意義

配偶者からの被害を受けた女性のうち約4割は、どこにも相談しておらず、その理由には、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思った」などが挙げられている。

複数の窓口に対し、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続を進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まる上、被害者にとって、心理的にも負担となることが指摘されている。また、その過程で、相手の心ない言動で二次的被害を受けることもあり得る。

市町村において配偶者暴力相談支援センターを設置することにより、身近な場所での継続的な相談・カウンセリング、住民票の異動や生活保護の手続など複数の手続の一元化、一時保護の場合の同行支援など、被害者の立場に立った「ワンストップ」の支援を担うことができるものである。また、被害者支援の「コーディネーター」としての役割を担い、平素から府内外の関係部署・機関と連携することによって、潜在化している被害者を早期発見し、被害者支援のためのコーディネートを迅速かつ円滑に行うことができるものである。

加えて、配偶者暴力相談支援センターを設置することによって、法に基づき、通報への対応や保護命令への関与とともに、関係機関の連携協力を図ることとなり、法に定める的確な対応をとることができることとなる。このほか、証明業務を行うことにより、被害者への迅速かつ的確な対応が可能となり、支援内容の充実を図ることができるものである。

#### ＜市町村における配偶者暴力相談支援センターの意義＞

- ① 身近な場所で、継続的な相談・カウンセリング、手続の一元化、同行支援など、ワンストップ支援を担うことができる。
- ② 府内外の連携により、潜在化している被害者の早期発見、被害者支援のためのコーディネートを迅速かつ円滑に行うことができる。
- ③ 法に基づき、通報、保護命令への関与又は証明書発行の業務を自ら行えるようになり、被害者支援を迅速かつ的確に行うことができる。

## 5. 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置準備

### （1）配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部局の決定

配偶者暴力相談支援センター業務を円滑に行うためには、その業務を取りまとめ部局が必要となる。市町村においては、配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部局を決定し、その部局が中心となって、各種施策を推進することとなる。（平成16年通知）

### （2）配偶者暴力相談支援センターの指定

＜配偶者暴力相談支援センターの指定に関する留意事項＞（平成16年通知）

- ① 市町村が設置する施設に限る。
- ② 市町村が設置した施設であればその運営主体は問わない。
- ③ その施設の職員が公務員か否かは問わない。

### （3）根拠規程の策定

市町村において、設置の根拠規程（要綱、要領等）を制定すること。

### （4）都道府県、関係機関、内閣府への連絡

配偶者暴力相談支援センターを設置したら、関係機関に連絡するとともに、都道府県を通じて、内閣府及び管轄の地方裁判所へ連絡する必要がある。保護命令の円滑な発令の観点から、あらかじめ地方裁判所に連絡するものである。都道府県から連絡を受けた内閣府では、男女共同参画局ホームページの「配偶者暴力相談支援センター一覧」に掲載して周知するとともに、最高裁判所へ連絡する。

#### ＜内閣府への連絡事項＞

- ① 配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部局の情報  
「配偶者暴力相談支援センター取りまとめ部局連絡票」
  - ・組織の名称、電話番号、FAX番号、担当官職名
- ② 配偶者暴力相談支援センターの情報  
「配偶者暴力相談支援センター連絡票」
  - ・施設名、施設の種類
  - ・所在地、電話番号、FAX番号
  - ・ホームページURL
  - ・地方裁判所との連絡窓口
  - ・設置の根拠規程
  - ・機能
  - ・証する書類の発行の有無
  - ・開館状況、電話・面接相談の開設状況
  - ・専門家によるカウンセリング・法律相談等の状況
  - ・職員配置状況
  - ・閉館時・受付時間外の相談体制
  - ・男性相談、外国語対応

### （5）広報

市町村のどの施設において配偶者暴力相談支援センターの役割を果たすこととなっているのかについて、広く情報（連絡先）を行き渡らせるため、市町村にあっては、各種媒体を通じて一般に広報する必要がある。（平成16年通知）

ただし、配偶者暴力相談支援センターの所在地情報については、被害者の安全を確保するため、十分な配慮が必要である。

## 6. 市町村における配偶者暴力相談支援センターの職員

配偶者暴力相談支援センターの職員については、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設の職員であればよい。非常勤の嘱託員であっても構わないし、公設民営の施設であれば公務員でなくても構わない。

なお、相談やカウンセリングを行う職員に、特別な資格は必要ないが、十分な研修を受けた者であることが望ましい。（平成14年通知）

### 職員の配置状況

#### 【事例】

##### ア 相談員に資格要件を設けていない例

- (ア) 女性相談支援員経験者
- (イ) 女性相談支援員、福祉職経験者
- (ウ) 女性相談支援員、臨床心理士、福祉職経験者
- (エ) 女性相談支援員と母子自立支援員
- (オ) 福祉職経験者、精神保健福祉士
- (カ) 福祉職経験者、心理学専攻課程修了者、教員免許・社会教育主事資格取得者
- (キ) 福祉職経験者、社会福祉士、社会福祉主事
- (ク) フェミニストカウンセラー
- (ケ) 男女共同参画課事務職員

##### イ 相談員に資格要件を設けている例

- (ア) 臨床心理士・カウンセラーなどの資格を持つ人、又は女性相談の経験がある人
- (イ) 相談に関する経験がある又は心理、福祉、医療、教職などに関する免許・資格を持つ人で、これらに関する業務に2年以上従事したことがある
- (ウ) A 臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師の資格
  - B 大学で児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、社会学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人
  - C A又はBに準ずる知識を有し、福祉・保健・医療に関する相談援助業務等に2年以上従事した経験を有する人

##### ウ その他

- (ア) 家庭児童相談員を配置し、母子を同時に支援する体制を確立した。